

災害時における相互協力に関する協定書

災害時における相互協力について、千葉市（以下「甲」という。）と千葉南警察署（以下「乙」という。）は次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は千葉市内において災害時等の緊急事態が発生し、乙が、自らの庁舎で業務の遂行と庁舎機能の維持が困難と判断した場合、乙が甲の管理する施設の一部を災害活動等の拠点として使用することへの協力を求める場合に必要事項を定めるものとする。

（協力事項）

第2条 前条の場合において、乙は必要に応じ、甲による行政財産の用途又は目的を妨げない限度において、以下の協力を求めることができる。

（1）甲が管理する以下の施設に、乙が管理する通信機器等の災害活動に必要な資機材及び車両を搬入して、乙の活動拠点として使用すること。

（2）その他、甲が管理する資機材等で乙の災害活動に必要なものについて借用すること。

2 甲が管理する施設及び乙の活動拠点は、以下のとおりとする。

施設 緑区役所（庁舎及び駐車場の一部）

所在 千葉市緑区おゆみ野3丁目15番3

使用規模 庁舎内における活動拠点は、20名程度（40㎡程度）が常駐出来る範囲。

駐車場における活動拠点は、5台程度（60㎡程度）が駐車出来る範囲。

（行政財産の使用許可等）

第3条 当該施設を使用する時点における手続きを、以下のとおり定める。

（1）本件に係る行政財産の使用について、災害により緊急を要することから使用当初時点においては、甲乙双方、口頭によるものとする。

ただし、事後において乙は、必要事項を記入のうえ甲に対し「行政財産使用許可申請書」を提出し、甲は乙に対し「行政財産使用許可書」により許可をするものとする。

（2）目的外使用の許可期間は、1年以内とする。ただし、更新することを妨げない。

(相互の協力)

第4条 甲、乙は災害発生時において相互に情報の共有化を図るとともに、被災者の救援活動等を協力して行うものとする。

(協議)

第5条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲、乙双方が協議して定めるものとする。

(効力の発生)

第6条 この協定は、協定締結の日から効力を発生するものとし、甲又は乙が文章により協定書の解除を通知しない限り継続するものとする。

この協定は、締結を証するため、本書を2通作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成24年10月19日